



これまで出願公開請求制度を利用したことがありません。出願公開請求をするメリットと注意点について教えてください。



(北海道 S. K)



1. はじめに

特許出願は、出願日から1年6カ月を経過した時点で原則的に出願公開がされます(特許法64条)。出願公開がされた場合、出願書類である願書や、明細書等に記載した内容が特許公開公報として発行され、公になります。

2. 出願公開請求

出願公開は、原則的に出願から1年6カ月を経過した時点で行われますが、1年6カ月を待たずに出願公開するよう請求することができます(64条の2)。特許庁が行う特許分類付与などの進捗状況にもよりますが、出願公開請求がされた場合、その請求から2~3カ月ほどで公開されます。

また、出願公開請求は、取り下げることができないとされており(64条の2第2項)、出願公開請求をした場合、たとえ出願を取り下げたとしても内容が公開されます。

3. 出願公開請求のメリット

一般に、出願公開によって得られるメリットとしては、以下のものがあります。

(a) 他社への牽制

出願公開されれば、他社も出願内容を確認することができるようになります。そのため、他社が実施している技術や、実施しようとしている技術について、すでに出願があり、特許になるかもしれないという状況を知らしめることができます。

また、他社が出願に係る発明を実施している場合には、特許権の設定登録前であっても、出願公開後に警告することで、特許権の設定登録後に実施料相当の補償金を請求できます(65条)。

このように、出願公開によって、他社の実施に対して特許権の設定登録前であっても一定の牽制をすることができます。

(b) 後願の排除

特許公開公報は、出願公開後にされた出願について、その発明の新規性や進歩性を否定するための資料になります(29条1項、2項)。これにより、出願から出願公開の間にされた、先願と同一の発明に係る他人の出願を排除できる、いわゆる拡大先願(29条の2)よりも広い範囲で他人の出願を排除できます。

このように、出願公開がされることで、出願明細書中に記載している発明と近い技術について他社が特許権を取得することを防止できます。

出願公開請求をすることで、これら(a)(b)のメリットを早くから得ることができるようになります。

4. 注意点

出願公開請求には、前述のように早い段階から他社の実施や権利化を防止できるメリットがある一方で、出願が公開されてしまうことによるデメリットもあります。

まず、自社の新製品についての出願を早期に公開してしまうと、早いうちから他社に技術が知られ、模倣されてしまう恐れがあります。

また、自社の出願の公開によって、公開後にした別の出願についての新規性や進歩性が否定されてしまう恐れもあります。

そのため、出願公開請求制度を利用しようとする場合には、自社や他社の状況を分析し、メリットとデメリットを天秤(てんびん)にかけ、慎重に判断する必要があります。